

運行管理業務の一元化における 運行管理者選任数の考え方について

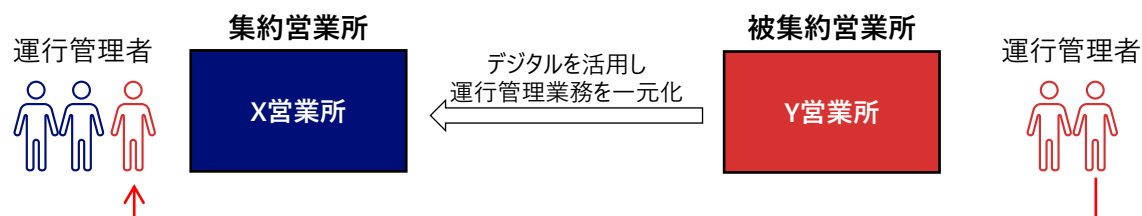
令和7年度 第2回「運行管理高度化ワーキンググループ」

- 実証実施にあたり、事業者のニーズを改めて確認したところ、被集約営業所の運行管理者を柔軟に配置できるようにすることで、選任数の緩和を図ると共に、運行管理業務の一元化制度の柔軟な運用のため、集約営業所の運行管理者が被集約営業所においても運行管理業務が実施できるよう要望があった。
- 被集約営業所の運行管理者のみが集約・被集約営業所で運行管理業務可能とすると、兼任される運行管理者のみに業務負担が集中する懸念があるため、集約営業所に選任されている運行管理者についても柔軟な配置ができるよう措置しながら検討を進める。

【事業者のニーズ】

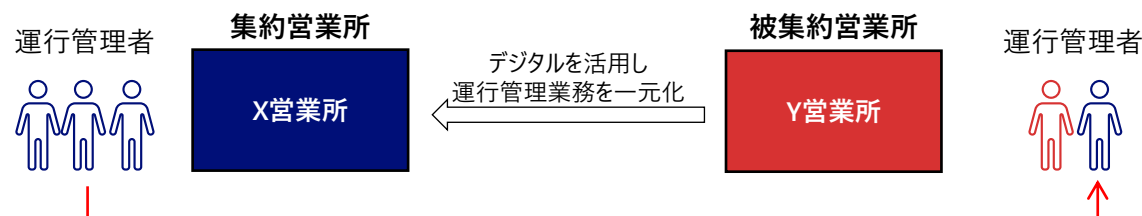
被集約営業所の運行管理者が集約営業所でも運行管理業務可能に

- ・運行管理業務を一元化し、被集約営業所の運行管理者に十分な業務量がないため、集約営業所の運行管理者の業務量の均質化を図るためにも有効
- ・被集約営業所の運行管理者が集約営業所で運行管理業務を行うことで、遠隔で行う運行指示等がより安全になる
- ・運行管理者の業務品質レベルの均質化が図れる



集約営業所の運行管理者が集約営業所でも運行管理業務可能に

- ・集約営業所の運行管理者が指導監督等を被集約営業所にて実施可能であるが、現状被集約営業所で点呼が実施できない（集約営業所からの遠隔点呼のみ可能）
- ・集約営業所の運行管理者が何らかの理由で被集約営業所にいる場合、普段集約営業所で行っている運行管理業務ができないことは非効率



- 運行管理業務を一元化した際に、運行管理者の柔軟な配置を求める声をふまえ、本制度の活用を促し、限られた人的リソースの効率的な活用による運行管理者の負担軽減を図るため、①選任時の柔軟性、②運用時の柔軟性、を考慮して本制度活用時の特例を検討する。

運送事業者からの声

選任時の柔軟性

- ・ 一元化の活用前後を比較して、集約営業所と被集約営業所の必要選任人数の合計が増えないようにしたい

運用時の柔軟性

- ・ 労働時間の均質化のため、一元化により業務量が減少する被集約営業所の運行管理者を集約営業所に出勤させて業務をさせたい
- ・ 集約営業所の運行管理者に被集約営業所の実態を把握させるため、定期的に被集約営業所に出勤させて業務をさせたい
- ・ 指導・監督等の運行管理業務を行うために集約営業所の運行管理者が被集約営業所に出勤した際、点呼も実施させたい
- ・ 人によって運行管理業務ができる営業所の範囲に違いがある場合、制度として運用しづらく、運行管理業に混乱を招くおそれがある

関係する現行制度の障壁の例

同一運行管理者を複数の営業所に選任することは不可

- 一元化されている場合は、被集約営業所の運行管理者が担う運行管理業務はほぼないにも関わらず、別の者を選任する必要がある

所属営業所での点呼実施が原則

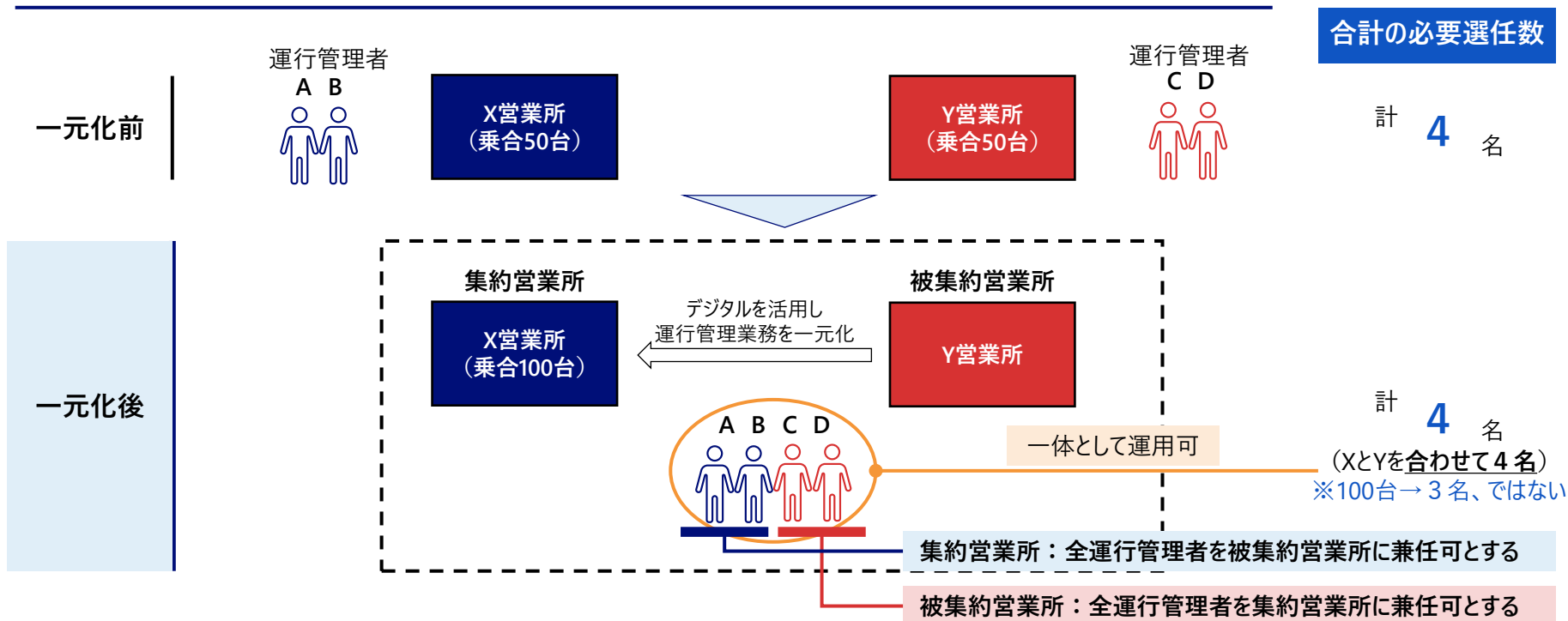
- 集約営業所の運行管理者は、本来は被集約営業所の運行管理業務を全て実施できるにも関わらず、集約営業所以外の場所に出勤した場合に被集約営業所の運転者に対面点呼が実施できない

本制度活用時の特例

集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い変更

- 集約営業所と被集約営業所を一体とみなし、全運行管理者の相互の営業所での兼任を認める。
- この場合、非常時には各営業所で（被集約側においても）運行管理業務を行う必要があるため、各営業所には一元化前の車両台数に基づく選任を求めることとする。

本素案の概要



(各営業所の運行管理業務に責任を有する統括運行管理者は明確にしておく)

- 運行管理高度化WG（R7.6.27開催）において、以下の3つのポイントについて整理が必要との御示唆をいただいた。

整理ページ

ポイント①

- 一元化を実施した際の各運行に関する責任の明確化



P.5

ポイント②

- 一元化を実施した際、運行管理者の業務量が増えないか



P.6

ポイント③

- 一元化を実施した際の被集約営業所における統括運行管理者の選任要否



P.7

- 運行管理業務は、各営業所の統括運行管理者の統括のもとで、運行ごとに実施されるものであり、本制度の利用有無によって行政処分に関する考え方を变化させないこととする。

□ 各運行において法令違反が判明した場合

→ 運行管理業務の一元化の有無によらず、原則は**各運行を実施する営業所が行政処分の対象**となる。

具体的には、

- 「自動車等の使用停止処分」は、各運行を実施する営業所が対象となる。
- 「運行管理者資格者証の返納命令処分」は各運行を実施する営業所において選任されている統括運行管理者が対象となる。

□ 当該運行の運行管理業務を実施した運行管理者による不適切な業務が明らかとなった場合

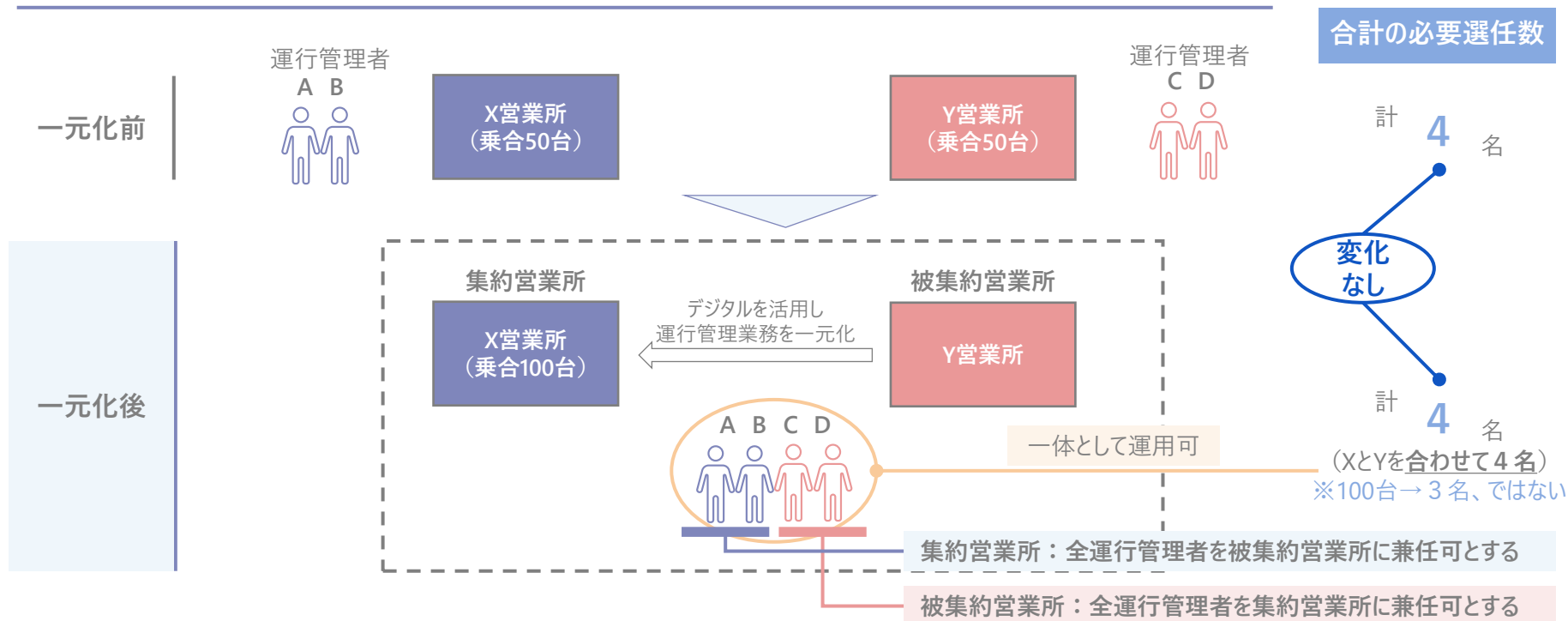
→ **当該運行管理者も行政処分の対象**となる。

具体例としては、

- 正当な理由なく自身が担当することになっていた運行管理業務を実施しなかった場合
- 自身が担当していた運行管理業務に関して、法令で定められている必要な記録を実施していなかった場合

- 本制度の利用により、X営業所とY営業所の総運行数とX営業所とY営業所に選任されている運行管理者数の和の割合は変化しておらず、同一事業者内における運行管理者の業務量の平準化に繋がる。
- また、本制度は選任数の上限を定めているものではなく、事業者が1人あたりの業務量をさらに減らすために多数の運行管理者を選任することは妨げているものではない。
- なお、本制度は、事業者が自らの業務実態を踏まえた希望に応じて選択できるものであり、全事業者に対して一律に強制的に実施させるものではない。

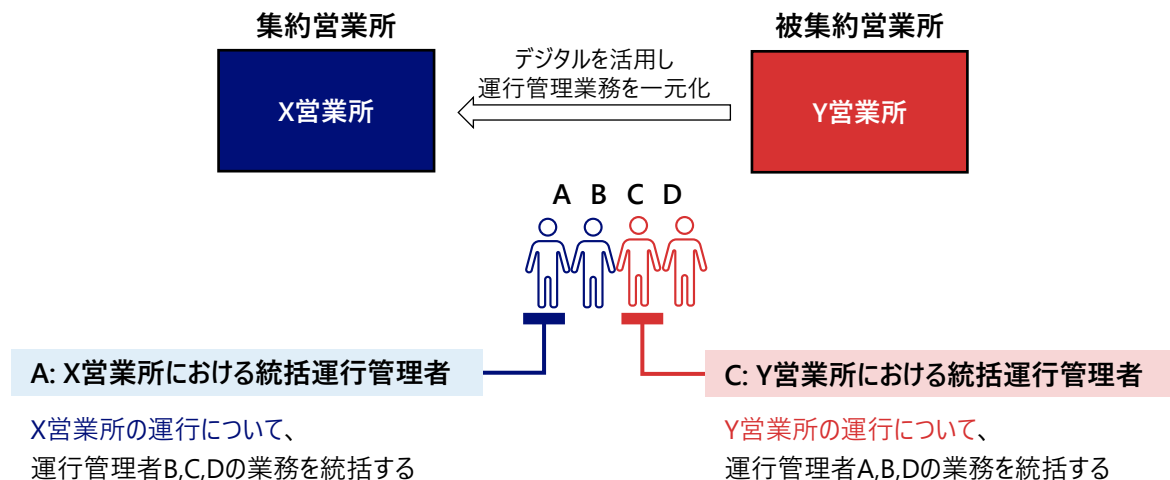
本制度の概要



(各営業所の運行管理業務に責任を有する統括運行管理者は明確にしておく)

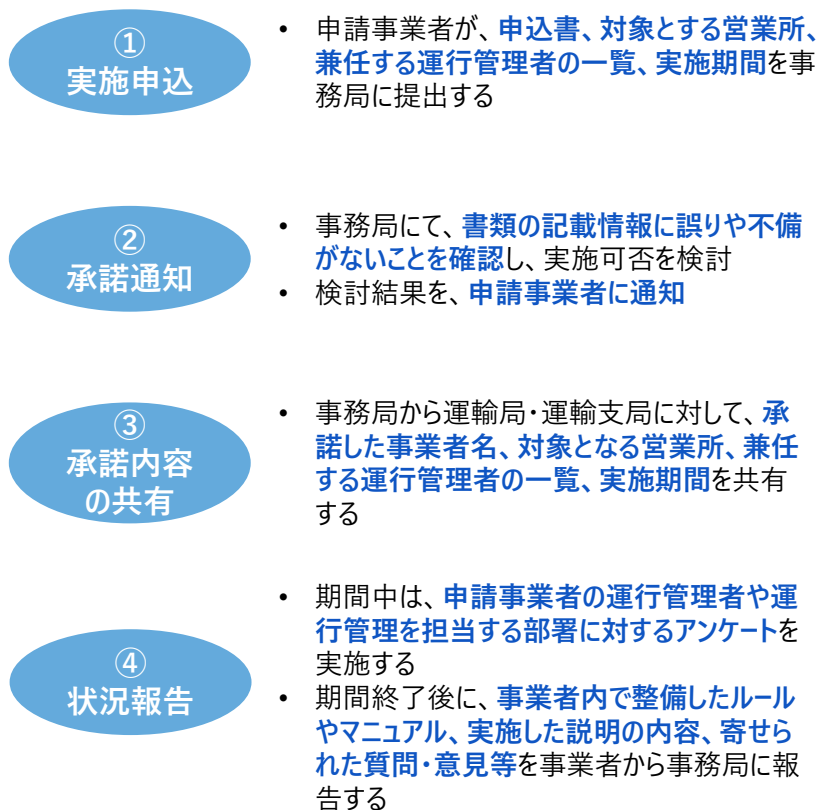
- 運行管理者は営業所ごとに選任されるものであり、運行管理者の業務を統括する統括運行管理者を営業所ごとに選任することが法令で定められている。
- また、法令違反に伴う行政処分において、統括運行管理者に対して運行管理者資格者証の返納命令処分を行う場合があり、各営業所において統括運行管理者が選任されていないと適切な行政処分が行えないため、被集約営業所においても統括運行管理者の選任が必要である。
- 通信途絶時などの非常時には、被集約営業所でも運行管理業務を行う必要があることを踏まえると、運行管理者の業務を統括する統括運行管理者は、集約営業所と被集約営業所で別の者が選任されることが必要である。

X営業所およびY営業所で選任される統括運行管理者の役割イメージ

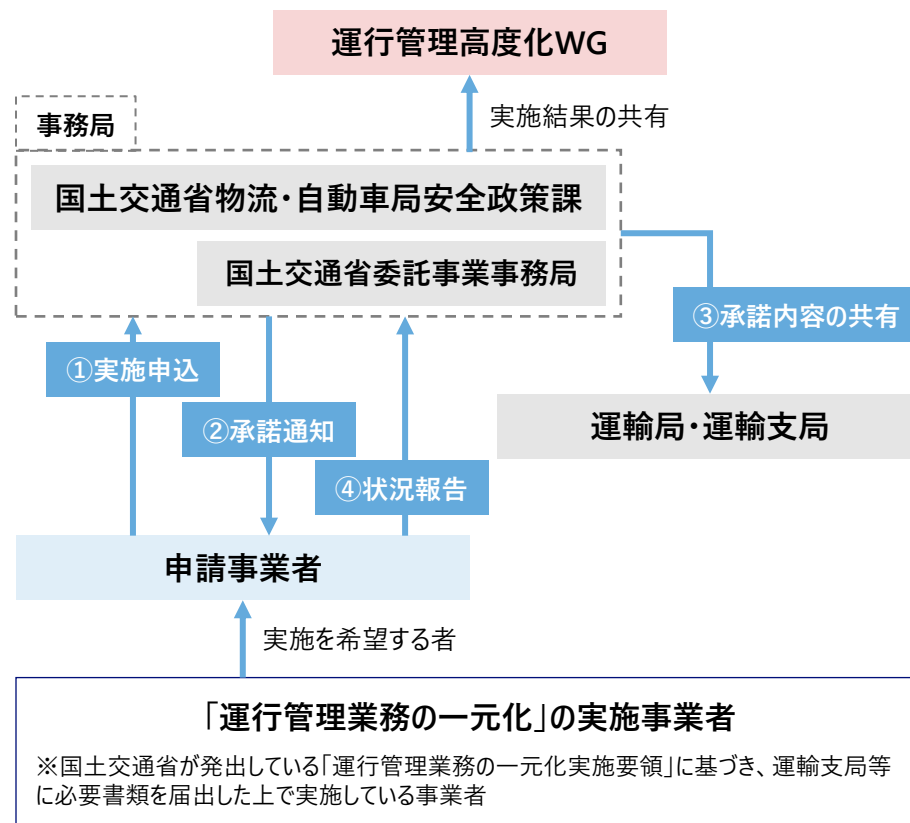


- 「運行管理業務の一元化」を実施している事業者のうち、希望する者が実証を実施することとする。
- 実証の実施を希望する者は、対象とする営業所や兼任する運行管理者を事務局に事前に届出し、承諾を受けることとする。

実証の流れ



実証の実施スキーム

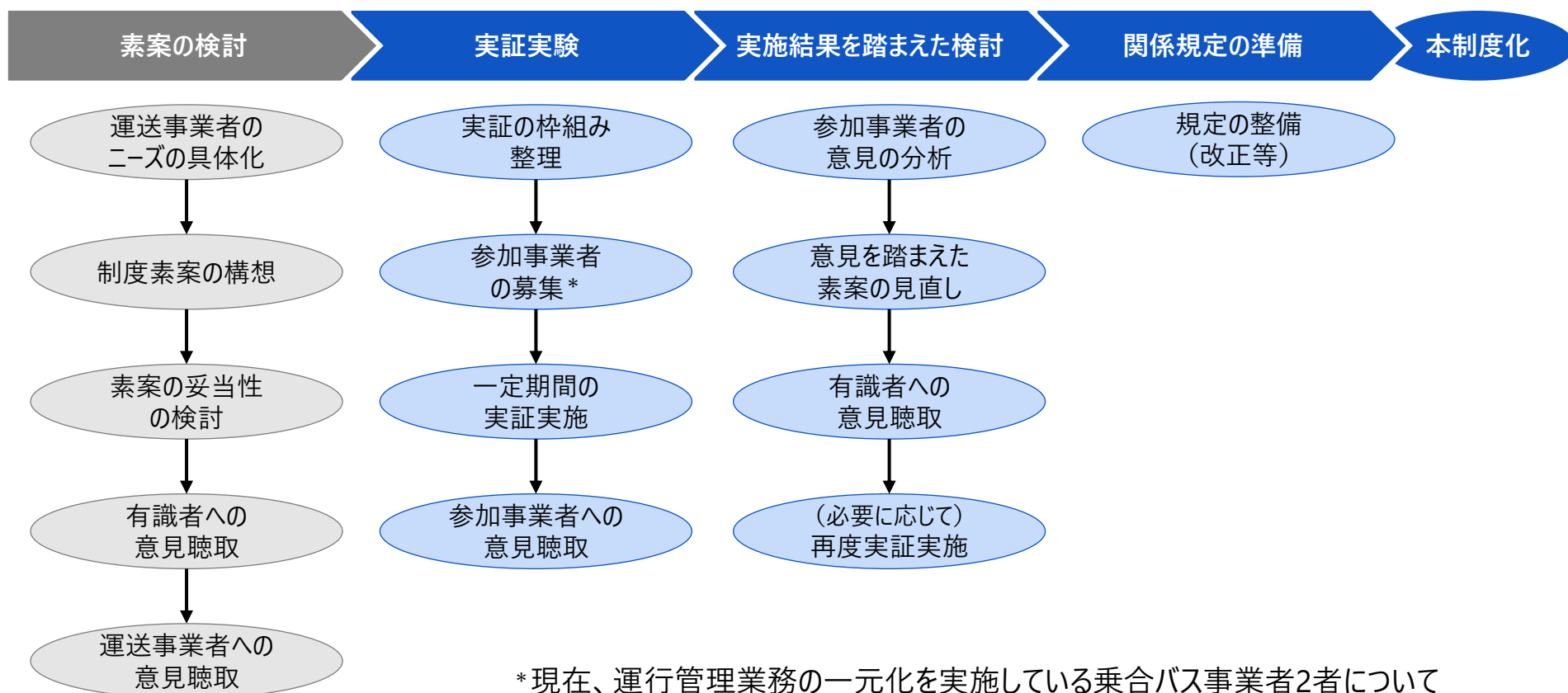


- 実施のメリットはあったか、運行管理業務に悪影響はないか、滞りなく運用を行うことができるものであるか、という観点で定性情報を中心に聴取し、要件等の検討を実施する。

確かめたいこと	収集したい情報		質問事項	質問相手
想定通りの効果が みられたか	会社全体の 運行管理業務 の品質向上	集約営業所と被集約営業所の運行管理者の交流により、両者のスキルアップが図られたか	運行管理者が、他の運行管理者の業務の様子を見る機会の創出可能性	運行の安全（または 運行管理者）を管理 する部署
	運行管理者の 業務量の 平準化	集約営業所と被集約営業所の運行管理者の繁忙の差が縮小したか	対象営業所の運行管理者の業務従事時間およびその時間帯	
	運行管理者の 出勤地の 柔軟化	運行管理者のももとの予定に応じて、運行管理者が出勤する営業所を柔軟に選択できたか	複数の営業所に出勤した運行管理者の受け止め	運行管理者
想定していない 逆効果がみられなかつ たか	運行の安全性 の低下	- 運行管理業務に起因する事故が増加しなかったか - どちらの営業所でも、十分に運行管理業務を行えたか	- 期間中に発生した事故の情報、運行管理業務との因果関係 - 管理する立場の受け止め	運行の安全（または 運行管理者）を管理 する部署
	運行管理者の シフト繰りの 煩雑化	- 営業所に主に従事している運行管理者の数に偏りが出なかったか - シフト検討に要する時間は増えたか	- 各運行管理者の各営業所への出勤数 - 管理する立場の受け止め	

- 実運用上の課題の有無、運行管理者の勤務シフト等に支障が生じないことを確認するため、一定期間の実証実験を行う（10月中に実証実験開始予定）。
- 令和8年6月末までを目途に実証実験を実施し、制度化に向けた検討を進める。

本制度化までの流れイメージ



* 現在、運行管理業務の一元化を実施している乗合バス事業者2者について
申し込みを受け、10月から開始予定

論点 運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の考え方について

実証実施中の確認項目について追加で必要な項目はあるか。

今後の進め方は適切か。